

◎2014年9月定例会・一般質問

◎知事・教育長答弁、田辺の再登壇

<小川洋知事>

お答え申し上げます。

まず初めに、防災拠点として位置づけられている公共施設等の耐震化に関する市町村の現状等でございますが、消防庁が実施いたしました全国調査によりますと、県内市町村全体の耐震率は、平成24年度末、84%でございます。主な施設についてこれを見ますと、学校施設は92%、公民館は78%となっております。また、市町村ごとにこれを見ますと、耐震率100%が6団体ございます。その一方で、耐震率50%以下が4団体あるなど耐震化が進んでいない市町村も見受けられるところであります。

耐震性が確保されていない公共施設等を防災拠点として利用する場合には、早急にその耐震化を図る必要がございます。このため、県では、国庫補助の対象となります耐震化事業についてその補助率のかさ上げが受けられますよう、当該事業を福岡県地震防災緊急事業5箇年計画に位置づけるとともに、交付税措置がなされる緊急防災・減災事業債を活用できるよう市町村を支援しているところであります。

防災拠点のうち、避難場所につきましては、昨年度の災害対策基本法の改正によりまして、立地条件、施設の構造などに関する指定基準というのが法定化されております。市町村では、その基準を踏まえて安全点検を進めているところであります。

県としては、耐震性が確保されていない施設につきましては、まず、避難場所として利用しない、そして二番目、やむを得ず避難場所として利用する場合には、地震、土砂災害以外の災害時に限定してこれを利用する、こういった見直しを行うよう市町村に要請をしているところでございます。

今後とも、このような対策を進め、市町村における防災拠点の充実強化を促進してまいります。

次に、指定緊急避難場所の指定について、お尋ねがございました。

県としては、いつ起こるかわからない災害に備え、できるだけ速やかに緊急避難場所を指定することが必要であると考えております。このため、県では、これまで市町村防災担当者会議の場などにおきまして、緊急避難場所の立地条件や施設構造などに関する指定基準等について説明を行いますとともに、すみやかに指定を行うよう指導してまいりました。

その結果、今年の8月末現在、県内22市町村におきまして、590カ所の緊急避難場所が指定されております。今年度中には、ほぼすべての市町村において指定を完了する見込みでございます。

県としましては、引き続き、市町村に対し、指定作業の手順、庁内の連絡体制など具体的な事例紹介を含めて説明会を開催したり、指定基準に精通した職員の派遣をし、また県有施設の緊急避難場所としての活用、そういった支援を行ってまいります。

次に、指定緊急避難場所の住民に対する周知についてでございます。

災害時に迅速で円滑な避難が行われるためには、住民お一人お一人が日頃から自らの地域の緊急避難場所などを把握していくことが重要であります。このため、県では、市町村に対しまして、緊急避難場所の所在地、対象とする災害の種類を記載した防災マップ、これを作成し、各世帯に配布いたしますとともに、ホームページに掲載することなどによりまして、その周知を図るよう指導してきているところであります。

また、県といたしましても、防災メールまもるくんで緊急避難場所に関する情報を提供するとともに、市町村と連携しまして、防災講演会や避難訓練などの機会をとらえて、地域住民の皆様にも、緊急避難場所を把握しておくことの重要性について、啓発を行っているところであります。

さらに、市町村が緊急避難場所の周辺に避難標識を設置するに当たっては、避難場所や避難経路を分かりやすく表示できるよう、市町村に対しまして、日本工業規格、いわゆる JIS 規格でございますが、として登録されている避難標識の図記号を紹介しているところであります。

県といたしましては、引き続きこのような取り組みを進めるとともに、今後、市町村に対しまして、災害の種類にそくした緊急避難場所の図記号による、図記号についていま国が検討しておりますので、その検討状況、また他の自治体の取り組み事例、そういったものについて情報提供をさせていただき、緊急避難場所の周知徹底の仕方を工夫していきたい、このように考えております。

次に、主権者としての意識を持つことの意義、私がどう認識しているかというお尋ねでございます。

民主主義社会におきましては、住民一人一人が国、そしてまた自分たちの地域、社会の行く末、それに関わります政治家、いわゆる自分たちの代表というものを選択することになります。

このため、住民一人一人が、国や地域社会の問題を自らの問題としてとらえ、自ら判断できるよう、主権者であるという意識をしっかりと持つことが、極めて重要である、このように考えております。

<城戸秀明・教育長>

主権者としての意識を持つことの意義についてでございます。

高校生の段階から、主権者として、民主主義の原理を正しく理解し、積極的な政治参加の意思と態度を身に着けることは、平和で民主的な国家・社会の形成者となるために必要なことと考えております。

この観点から、学習指導要領においては、良識ある公民として必要な能力と態度を養い、望ましい政治のあり方および主権者としての政治参加のあり方について考察させることなどが規定されております。

特に4年後には憲法改正の国民投票の投票権年齢が満18歳以上となることに伴い、こうした教育の重要性がより高まってくるものと考えております。

次に、主権者としての意識を育てる公民科の授業についてでございます。

「現代社会」または「政治・経済」の科目においては、選挙や世論形成の重要性を認識させながら、主権者としての自覚に基づく、積極的な政治参加の意思と態度を育成するための授業を行っております。

その際、新聞記事や選挙公報を教材として用いるなど実社会での出来事と関連付けながら理解を深めさせるよう努めているところであり、今後とも選挙管理委員会と連携した出前授業を活用するなど参加型・体験型学習の充実を図りたいと考えております。

次に、高等学校における生徒会活動についてでございます。

役員の選挙や部活動予算の原案策定、学校行事における主体的運営等を通して、住民自治を体感する場として有効なものと認識しております。

本県においても、校内における携帯電話等の利用について、生徒会が主体的に生徒の意見を集約・調整したうえで、具体的提案を行い、校則の変更に至った事例もございます。

今後とも、生徒会活動の充実と政治参加の意識高揚を図る観点から、各種研究会において、こうした県内の事例や生徒会選挙に実際の投票箱を使った事例など、実践的な取り組みについて周知に努めてまいります。

<藤井克己・選挙管理委員長>

県立高校における取り組みの支援でございますが、社会の将来を担う高校生が、主権の行使である選挙に関心を持つことは非常に大切なことと考えております。特に、日本国憲法の改正手続きに関する法律第3条では、18歳以上の者が投票権を有するとされております。学校教育現場、あるいは社会教育において、重要性がますます増しているものと考えております。

現在、学校現場においては、新聞記事や選挙公報を教材とした学習や出前授業を活用した参加型・体験型学習に取り組まれているとお聞きいたしております。

県選挙管理委員会といたしましては、今後の学校現場における主権者教育について、市町村の選挙管理委員会とも協力し、講師の派遣や資材の確保など必要な支援を行ってまいります。

<田辺の再登壇＝意見・要望>

ご答弁をいただきました。

防災拠点となる公共施設等の耐震化につきまして、県内の市町村によって進捗に大きな差があること、また施設別でも差があるということを知事に明らかにしていただきました。改正災対法の基準にのっとりまして、避難場所の指定を進めることはもちろんですけれども、現在、耐震性はないものの、これを確保すれば避難場所として活用でき、住民避難の体制がさらに充実するケースもあります、必ずありますので、県として、市町村との連携をしっかりと図っていただき、充実強化の促進に、ご答弁のとおり、取り組んでいただけたらと思います。

なお、今回、防災危機管理局に取りまとめていただいた市町村ごとの詳細な状況につきましては、知事のお手元にもあると思いますので、出来る限り地域差が生じないように、耐震化促進をはじめとする防災体制の全体の向上に生かしていただきたいというふうに思います。

これに関連をしまして、指定緊急避難場所の指定状況が明らかになりました。この改正災対法は今年4月の施行ですけれども、指定の済んでいる市町村は60市町村のうち22市町村と、全体の37%程にとどまっております。国の基準自体は施行前の昨年秋の段階で、既に示されているとお聞きしていますので、市町村にはしっかりと現状を踏まえて頑張っていただかなければなりません。県として、とはいえですね、市町村ごとに職員の数等、置かれている状況、非常に厳しいものがありますので、そういった状況に配慮もしていただきながら、ご答弁いただいた支援策、県職員の派遣等も触れていただきましたので、そういったところを確実に講じていただきまして、少なくとも年度内には全域で完了するような意気込みで、進めていただきたいというふうに思います。

また、緊急避難場所の指定後の周知につきましては、地域によって、申し上げましたように、災害ごとに住んでいる住民にとっては二つも三つも避難場所があるという可能性が出てきています。現在以上に周知に困難が大きいということが想定されておりますので、答弁で触れていただきました避難標識の図記号の活用を進めるといったことや、例えばですね、地域の公民館の入口に災害種別ごとの図記号による標識を常時掲げるといったことを促すということなどを進めていただけたらというふうに思い

ます。住民の皆さんが自然に、どこがどういう災害の避難場所かを認知するという意味では、常態的に標識を設置するのは有効な手段だと考えます。また知事も、国がさらに図記号に関して検討中というお話を言っていただきました。今ある JIS 規格の図記号だけではない図記号がさらにまた出てくるといった状況が現在想定されておりますので、こうしたことも踏まえながらですね、しっかり取り組んでいただきたいということを強く要望いたします。

最後に、主権者教育の推進についてです。

私自身、大学時代に公民科の教職課程を修了いたしまして、現在は他にも多くの議員の皆さんが受け入れているように、インターンシップの大学生を受け入れるといった取り組みを進めてまいりました。やはり受け入れていてわかるのが、実際に政治家に触れる、参加する、体験するといったことがですね、非常に、政治って自分のものなんだと感じる非常に大きな経験になっているということなんです。そういった意味で、インターンシップは手を挙げる限られた学生になってしまいますけれども、学校現場における参加型・体験型の学習、また生徒会活動の充実に取り組むという姿勢を教育長には示していただきましたが、政治を「体感」できる機会こそが、主権者意識を育ててまいりますので、取り組めることは、いまご答弁いただいた内容以外にまだまだあるというふうに考えます。多様な考えに触れながら、他者との議論・討論を通じて「ともに理解、納得できる結論を得る」ということの意義を体感させれば、中立性の担保も可能だというふうに考えます。

近い将来、実際に選挙権年齢が 18 歳に引き下げられることを見据えて、先手を打って、具体的な主権者教育の実践に、答弁を踏まえさらに踏み込んでいくべきだと考えます。実際にこの国で 18 歳選挙権が実現した折に、福岡県が「この時を見据えて、着々と準備を進めてきた」と言えるように、県教委と選管におかれましては、本日のやり取りを踏まえ、取り組んでいただくことを切に要望しまして、私の質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。